

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
融資制度						
A-1	<日本政策金融公庫> 新型コロナウイルス対策特別貸付 無利子（3年間）・無担保	法人 個人事業主	新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りの厳しい中小企業や個人事業主を支援する政策の下、貸付を行う。 金額：8000万円（運転資金または設備投資用途） 返済期間：設備投資 20年以内/ 運転資金 15年以内 （いずれも据置期間5年以内） 対象：直近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比べて5%以上減少している方	お近くの日本政策金融公庫 （窓口一覧をご確認下さい） <a href="https://www.meti.go.jp/cookie/19/sodan_madoguchi.html">https://www.meti.go.jp/cookie/19/sodan_madoguchi.html</a>	当面の間受付終了の案内なし	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html</a>
A-2	<信用保証協会> 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	法人 個人事業主	信用保証協会が保証を付与して金融機関から融資を受ける制度。 金額：2億8000万円 返済期間：設備投資 15年以内/ 運転資金 10年以内 対象：直近3ヶ月の売上実績または今後3ヶ月の売上見込が令和元年12月以前の直近同期と比べて5%以上減少している方	お取引のある金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫等	当面の間受付終了の案内なし	<a href="https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html">https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html</a>
A-3	<商工組合中央金庫> 新型コロナウイルス感染症特別貸付	法人 個人事業主	金額：上限6億円 返済期間：設備投資 20年以内/ 運転資金 15年以内 （いずれも据置期間5年以内） 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヶ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	お近くの商工中金 （窓口一覧をご確認下さい） <a href="https://www.meti.go.jp/cookie/19/sodan_madoguchi.html">https://www.meti.go.jp/cookie/19/sodan_madoguchi.html</a>	当面の間受付終了の案内なし	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html</a>
A-4	日本政策金融公庫、信用保証協会、商工中金では上記以外の融資制度もございます。詳細は右記HPをご確認下さい。					<a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/">https://www.meti.go.jp/covid-19/</a>
A-6	市区町村等地方自治体を窓口とする融資	法人 個人事業主	東京23区など、都道府県・市区町村が独自の融資制度を用意している自治体もある。 限度額・返済期間・無利子・無担保などの条件は自治体により異なる。	事業所所在地の市区町村役所	各自治体にご確認下さい	各都道府県・市区町村HPをご確認下さい
A-7	<大手生命保険各社> 保険料担保の無利子融資	法人 個人事業主	保険料を担保に契約している企業や個人向けに実施する無利子融資の受付期間を延長する。 上記融資を実施している各社の生命保険に加入している事業者	お取引のある生命保険会社	各保険会社にご確認下さい	お取引のある生命保険会社のHPをご確認下さい

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
	給付金・助成金					
B-2	雇用調整助成金(特例措置) (令和2年4/1～令和3年4/30)	法人	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員の雇用維持を図るために雇用調整（休業）を実施する事業主を対象に、休業手当などの一部を助成する。</p> <p>特例措置により休業手当等のうち最大10/10が助成される。 (1人当たり1日15,000円が上限)</p> <p>以下の条件を満たすすべての業種の事業主が対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請時、支給決定時に雇用保険適用事業主であること</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が縮小している</li> <li>最近1か月間の売上高または生産量等が前年同月比5%減少している</li> <li>労使間の協定に基づき休業等を実施し、休業手当を支払っている</li> </ol>	<p>ハローワーク</p> <p>厚生労働省公式LINEアカウント</p> <p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999</p>	<p>受付中</p> <p>申請する月の判定基礎期間(賃金の締め日の翌日～次の賃金の締め日)の最終日の翌日から2か月以内</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#abstract">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#abstract</a></p>
B-2-1	まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例	法人	<p>まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する大企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる。</p> <p>助成率：解雇等がある 2/3⇒4/5 解雇等がない 3/4⇒10/10</p> <p>特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、営業時間の短縮等の知事の要請の対象となる当該区域内の施設について、要請等に協力し雇用する労働者の休業等を行ったこと</p> <p>※4月末まで実施することとなっているが、今後関係省令の改正により令和3年6/30までにおいても実施予定</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999</p>	<p>案内なし</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cocho_money_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cocho_money_00002.html</a></p>
B-2A	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (中小企業労働者向け)	個人	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対する支援金。</p> <p>(支給額の算定方法) 休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)</p> <p>令和2年4/1から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払を受けられていない労働者</p>	<p>厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL: 0120-221-276</p>	<p>受付中</p> <p>令和2年10～12月休業分 令和3年5/31締切 (郵送必着)</p> <p>令和3年1～4月休業分 令和3年7/31締切 (郵送必着)</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a></p>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-2B	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (大企業シフト労働者向け)	個人	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対する支援金。</p> <p>(支給額の算定方法)                      (休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※) × (各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)                      ※令和2年4/1～6/30の休業については60%</p> <p>令和2年4/1～6/30及び令和3年1/8以降(令和2年11/7以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降)に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払を受けていない労働者</p>	厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL: 0120-221-276	受付中 令和3年7/31締切 (郵送必着)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>
B-3	小学校休業等対策助成金 (法人対象)	法人	<p>令和3年1/1～3/31の期間内に、子どもが通う小学校が臨時休業した場合や子どもが新型コロナウイルスに感染した場合等により、その子どもの保護者がやむを得ず休暇を取得した場合の収入の減少を補うべく正規雇用・非正規雇用問わず年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業に対する助成金。</p> <p>特別有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額を全額支給する。</p> <p>上記の原因で特別有給休暇を取得させた事業主が対象。                      対象労働者1人につき、通常賃金の日額換算額(日額上限15,000円) × 有給休暇の日数で算出した合計額を支給する。</p>	厚生労働省 問合せ先：学校休業助成金・支援等、雇用調整助成金コールセンター TEL: 0120-60-3999	受付中 令和3年6/30締切	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</a>
B-4	小学校休業等対策支援金 (受託を受けて個人で仕事をされる方対象)	フリーランスの方	<p>令和3年1/1～3/31の期間内に、子どもが通う小学校が臨時休業した場合や子どもが新型コロナウイルスに感染した場合等により、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなったフリーランスの方へ支援金を支給する。</p> <p>上記の原因で契約した仕事を受けることができなくなった場合。                      仕事を取りやめた日数 × 7,500円を支給する。</p>	学校休業助成金・支援等、雇用調整助成金コールセンター TEL: 0120-60-3999	受付中 令和3年6/30締切	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-11	<東京都> 業態転換支援事業	法人 個人事業主	外出自粛や飲食店の休業・短縮営業が進むなかで、新たに宅配サービス・テイクアウト・移動販売などを行う飲食業者に対し対象経費の一部（最大100万円）を助成する。  1.東京都内で飲食業を営む中小企業者・個人事業主（都内に本店又は支店の所在が確認できること） 2.新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合	東京都中小企業振興公社 業態転換事務局 TEL: 03-6260-7027	受付中 令和3年6/30郵送必着 *予算額に達した場合は、期間中であっても受付終了となる。 *令和3年6/30が最終受付	<a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/conversion.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/conversion.html</a>
B-12-7	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年3/8～3/31実施分)	法人 個人事業主	感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する都内全域の飲食店等を運営する中小の事業者について、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給する。  ①飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し都内で営業していること ②令和3年3/8～3/31の全期間で要請に応じて営業時間を短縮したこと ③感染防止徹底宣言ステッカーの掲示とコロナ対策リーダーを登録していること  上記を満たす店舗が対象となり、一店舗当たり124万円を支給する。 なお3/22以降は営業時間短縮要請が21時までに変更されたことに伴い通常の営業終了時間が20時～21時の店舗は要請の対象外となるため、該当する店舗は②の期間が3/8～3/21の全期間となり一店舗当たり84万円を支給する。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	受付要綱公表 令和3年4/30予定  申請期間 令和3年4/30～5/31	<a href="https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/mar/index.html">https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/mar/index.html</a>
B-12-7A	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（大企業向け） (令和3/8～3/31実施分)	法人 (大企業)	感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する都内全域の飲食店等を運営する大企業について、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給する。  B-12-7の要件に加え、都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うことが要件となる。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	受付要綱公表 令和3年4/30予定  申請期間 令和3年4/30～5/31	<a href="https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/mar/daikigyo/index.html">https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/mar/daikigyo/index.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-12-8	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年4/1～4/11実施分)	法人 個人事業主	リバウンド防止期間中において営業時間の短縮が要請されることに伴い、ガイドラインをより一層遵守し要請に全面的に協力する店舗を対象に協力金を支給する。 令和3年4/1～4/11の全期間で要請に応じて営業時間の短縮を行い、感染防止徹底宣言ステッカーの掲示とコロナ対策リーダーを選任し登録した都内の店舗が対象となり、一店舗当たり44万円を支給する。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/27/03.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/27/03.html</a>
B-12-8A	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(大企業向け) (令和3年4/1～4/11実施分)	法人 (大企業)	リバウンド防止期間中において営業時間の短縮が要請されることに伴い、ガイドラインをより一層遵守し要請に全面的に協力する店舗を対象に協力金を支給する。 B-12-8の要件に加え、都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うことが要件となる。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/27/03.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/27/03.html</a>
B-12-9	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (まん延防止等重点措置区域) (令和3年4/12～5/11実施分)	法人 個人事業主	まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮及び休業等の要請に全面的に協力する対象地域内の店舗に協力金を支給する。 支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。 4/12～5/11の期間で下記に応じた営業時間短縮や休業、酒類提供等の自粛を行い、感染防止徹底宣言ステッカーの掲示とコロナ対策リーダーを選任し登録すること。 (1)4/12～4/24 5時～20時の間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を11時～19時とすること。 (2)4/25～5/11 5時～20時の間に営業時間を短縮するとともに、酒類又はカラオケ設備の提供がある場合はこれを取りやめること。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/04/09_14483.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/04/09_14483.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-12-9A	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(大企業向け) (まん延防止等重点措置区域) (令和3年4/12~5/11実施分)	法人 (大企業)	まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮及び休業等の要請に全面的に協力する対象地域内の店舗に協力金を支給する。 支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。  B-12-9の要件に加え、都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うことが要件となる。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html</a>
B-12-9B	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (まん延防止等重点措置区域外) (令和3年4/12~5/11実施分)	法人 個人事業主	まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的に協力する対象地域内の店舗を対象に協力金を支給する。 支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。  4/12~5/11において営業時間短縮や休業、酒類提供等の自粛を行い、感染防止徹底宣言ステッカーの掲示とコロナ対策リーダーを店舗ごとに選任し登録した店舗が対象となる。 (1)4/12~4/24 従前、21時以降に営業を行っていた店舗において、5時~20時の間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を11時~19時とすること。 (2)4/25~5/11 従前、20時以降に営業を行っていた店舗において、5時~21時の間に営業時間を短縮するとともに、酒類やカラオケ設備の提供がある場合はこれを取りやめること。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html</a>
B-12-9C	<東京都> 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(大企業向け) (まん延防止等重点措置区域外) (令和3年4/12~5/11実施分)	法人 (大企業)	まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮及び休業等の要請に全面的に協力する対象地域内の店舗に協力金を支給する。 支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。  B-12-9Bの要件に加え、都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うことが要件となる。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL: 03-5388-0567	決定次第、東京都ホームページにて公表	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html</a>



新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-13-6	<神奈川県> 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾) (令和3年3/8～3/31実施分)	法人 個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の新規感染拡大防止のため、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け県内で営業している店舗において、県の要請に協力し時短営業を行った店舗に対し協力金を支給する。</p> <p>通常20時～翌朝5時の時間帯を含んで営業している店舗において、下記要請期間に応じた時短営業又は休業を行った事業者に対して協力金を支給する。</p> <p>①3/8～3/21：5時～20時 「時短営業した日数×6万円」を支給 ②3/22～3/31：5時～21時 「時短営業した日数×4万円」を支給 1店舗あたり最大124万円(通常21時以降に営業を行っていない店舗は①のみ該当のため最大84万円)を支給する。</p> <p>休業する店舗以外は上記に加え、感染防止対策取組書または感染防止対策にかかるステッカーと時短営業の案内を掲示し、マスク飲食を推奨していることも要件となる。</p>	<p>協力金(第7弾) コールセンター TEL:045-330-4892</p> <p>神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル TEL:0570-056-774 音声案内に従い9を選択</p> <p>上記がつながりにくい場合 TEL:045-285-0743</p>	受付中 令和3年5/7締切	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html</a>
B-13-7	<神奈川県> 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾) (令和3年4/1～4/19実施分)	法人 個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、要請を受け時短営業を行う県内の店舗を運営する事業者に対し協力金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し県内で営業している</li> <li>従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行うこと(酒類の提供は11時～20時。休業含む)</li> <li>感染防止対策取組書または感染防止対策にかかるステッカーと時短営業の案内を掲示し、マスク飲食を推奨していること(休業除く)</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となり1店舗あたりに「時短営業した日数×4万円(最大76万円)」が交付されるが、時短営業を開始した日から連続して時短営業することが必要となる。</p>	<p>協力金(第8弾) コールセンター TEL:045-330-4892</p> <p>神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル TEL:0570-056-774 音声案内に従い9を選択</p>	受付中 令和3年5/28締切	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_8th.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_8th.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-13-8	<p>&lt;神奈川県&gt; 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾) (令和3年4/20~5/11実施分) (横浜市・川崎市・相模原市)</p>	法人 個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、要請を受け時短営業を行う横浜市・川崎市・相模原市内の店舗を運営する事業者に対し協力金を交付する。支給額は前年度又は前々年度同月の売上高に応じて計算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し営業していること</li> <li>・従来行っていた20時以降の営業を取りやめ、5時~20時に営業時間の短縮を行うこと(休業含む)</li> <li>・期間中の酒類の提供について、4/27までは提供時間を11時~19時とし、4/28以降は終日停止すること</li> <li>・感染防止対策取組書または感染防止対策にかかるステッカーと時短営業の案内(酒類の提供時間含む)を掲示し、マスク飲食を推奨していること(休業除く)</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となる。</p>	<p>協力金(第9弾) コールセンター (まん延防止等重点措置区域) TEL:045-522-2431</p>	詳細決定次第公開	<p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html</a></p>
B-13-8A	<p>&lt;神奈川県&gt; 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾) (令和3年4/20~5/11実施分) (鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市)</p>	法人 個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、要請を受け時短営業を行う鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市内の店舗を運営する事業者に対し協力金を交付する。支給額は前年度又は前々年度同月の売上高に応じて計算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し営業していること</li> <li>・従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時~21時に営業時間の短縮を行うこと(休業含む)</li> <li>・期間中の酒類の提供について、4/27までは11時~20時を提供時間とし、4/28以降は終日停止すること</li> <li>・感染防止対策取組書または感染防止対策にかかるステッカーと時短営業の案内(酒類の提供時間含む)を掲示し、マスク飲食を推奨していること(休業除く)</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となる。</p>	<p>協力金(第9弾) コールセンター (まん延防止等重点措置区域) TEL:045-522-2431</p>	詳細決定次第公開	<p><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html</a></p>



新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-13-8B	<神奈川県> 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾) (令和3年4/20～5/11実施分) (B-13-8、8Aに該当しない県内の店舗)	法人 個人事業主	<p>コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、要請を受け時短営業を行う対象地域内の店舗を運営する事業者に対し協力金を交付する。 支給額は前年度又は前々年度同月の売上高に応じて決定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得し県内で営業していること</li> <li>・従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行うこと(酒類の提供は11時～20時。休業含む)</li> <li>・感染防止対策取組書または感染防止対策にかかるステッカーと時短営業の案内を掲示し、マスク飲食を推奨していること(休業除く)</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となる。</p>	協力金(第9弾) コールセンター TEL:045-330-4892	詳細決定次第公開	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html</a>
B-18-7	<埼玉県> 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年3/8～3/21分)	法人 個人事業主	<p>原則として令和3年3/8～3/21の全期間において、県の要請に協力し時短営業を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。 3/8を過ぎてから時短営業を行った場合は日割りで協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来行っていた20時以降の営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行うこと(酒類の提供は11時～19時。休業含む)</li> <li>・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となり、1店舗あたり84万円を支給する。</p>	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL: 0570-000-678	受付中 令和3年5/12締切	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-6.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-6.html</a>
B-18-8	<埼玉県> 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年3/22～3/31分)	法人 個人事業主	<p>原則として令和3年3/22～3/31の全期間において、県の要請に協力し時短営業を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。 3/22を過ぎてから時短営業を行った場合は日割りで協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行うこと(酒類の提供は11時～19時。休業含む)</li> <li>・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となり、1店舗あたり40万円を支給する。</p>	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL: 0570-000-678	受付中 令和3年5/21締切	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-7.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-7.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-18-9	< 埼玉県 > 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年4/1～4/19分)	法人 個人事業主	原則として令和3年4/1～4/19の全期間において、県の要請に協力し時短営業を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。 4/1を過ぎてから時短営業を行った場合は日割りで協力金を支給する。 ・従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は11時～19時。休業含む) ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること 上記を満たす店舗が対象となり、1店舗あたり最大76万円を支給する。 (4/21より前に営業時間短縮要請が解除された場合、最終日までの協力日数に応じて支給)	埼玉県中小企業等支援相談 窓口 TEL: 0570-000-678	受付中 令和3年6/10締切	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-8.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-8.html</a>
B-18-10	< 埼玉県 > 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年4/20～5/19分) (さいたま市・川口市)	法人 個人事業主	通常20時以降に営業している店舗が対象(通常21時前に閉店する場合は下記①、②の期間のみ対象)であり、原則として令和3年4/20～5/19の全期間で県の要請に協力し時短営業や休業、酒類提供の自粛を行ったさいたま市、川口市内の飲食店に対し協力金を支給する。 協力金は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定され、4/20を過ぎてから要請に応じた場合は日割りで協力金を支給する。 ①4/20～4/27において従来行っていた20時以降の営業を取りやめ、5時～20時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は11時～19時。休業含む) ②4/28～5/11において従来行っていた20時以降の営業を取りやめ、5時～20時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は自粛すること。休業含む) ③5/12～5/19において従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は11時～20時。休業含む) なお下記についても要件となる。 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+の認証を受けていること	埼玉県中小企業等支援相談 窓口 TEL: 0570-000-678	詳細決定次第公開	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-9mannbo.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-9mannbo.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-18-10A	<埼玉県> 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年4/20～5/19分) (川越市・所沢市・草加氏・越谷氏・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町)	法人 個人事業主	通常21時以降に営業している店舗が対象(通常21時前に閉店する場合は下記②の期間のみ対象)であり、原則として令和3年4/20～5/19の全期間で県の要請に協力し時短営業や休業、酒類提供の自粛を行った対象地域内の飲食店に対し協力金を支給する。 協力金は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定され、4/20を過ぎてから要請に応じた場合は日割りで協力金を支給する。	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL: 0570-000-678	詳細決定次第公開	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin9-2.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin9-2.html</a>
			①4/20～4/27において従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～20時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は11時～20時。休業含む) ②4/28～5/11において従来行っていた20時以降の営業を取りやめ、5時～20時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は自粛すること。休業含む) ③5/12～5/19において従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時の短縮営業を行うこと(酒類の提供は11時～20時。休業含む) なお下記についても要件となる。 ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+の認証を受けていること			

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-18-10B	<埼玉県> 埼玉県感染防止対策協力金 (令和3年4/20～5/19分) (B-18-10、10Aに該当しない 県内の店舗)	法人 個人事業主	通常21時以降に営業している店舗が対象であり、原則として令和3年4/20～5/19の全期間において、県の要請に協力し時短営業や酒類提供の自粛を行った対象地域内の飲食店に対し協力金を支給する。 支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定され、4/20を過ぎてから要請に応じた場合は日割りで協力金を支給する。  ・従来行っていた21時以降の営業を取りやめ、5時～21時に営業時間を短縮すること(休業含む) ・酒類提供について、4/20～4/27及び5/12～5/19の期間は11時～20時とし、4/28～5/11の期間は酒類の提供を自粛(1人のみ、同居家族のみのグループを除く)すること ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」と「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+の認証を受けていること 上記を満たす店舗が対象となる。	埼玉県中小企業等支援相談 窓口 TEL: 0570-000-678	詳細決定次第公開	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-9mannbogai.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-9mannbogai.html</a>
B-22	東京都家賃等支援給付金	法人 個人事業主	事業者の家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、都が独自に家賃の一部を給付する。 中小企業：月額最大12.5万円(3ヶ月分) 個人事業主：月額最大6.25万円(3ヶ月分) 以下の1～3の全てを満たす場合 1.国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること 2.都内に本店又は支店等のある中小企業等又は個人事業主であること 3.都内の土地又は建物において、家賃等の支払いを行っていること	東京都家賃等支援給付金 コールセンター TEL: 03-6626-3300	受付中 令和3年4/30締切 (期限延長)	<a href="https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp/">https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp/</a>
B-23	医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援事業	法人	新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等について、感染拡大防止対策等に要する費用の補助を行う。  1施設・1店舗当たり、下記を上限額として費用の補助を受けられる。 ・病院 200万円 + 5万円×病床数 ・有床診療所(医科・歯科) 200万円 ・無床診療所(医科・歯科) 100万円 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円	厚生労働省医政局 新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金に関する 電話お問い合わせ窓口 TEL: 0120-786-577	都道府県ごとに受付開始 各都道府県の国保連の 「オンライン請求システム」により申請 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12594.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12594.html</a>	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/kenkouiryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/kenkouiryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-24	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療従事者 医療機関職員	<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。</p> <p>医療機関でまとめて申請を行う。</p> <p>1. 都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員のうち、実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合：20万円/1人</p> <p>2. 上記以外の場合：10万円/1人</p> <p>3. その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員：5万円/1人</p>	厚生労働省医政局 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話お問い合わせ窓口 TEL: 0120-786-577	都道府県ごとに受付開始  各都道府県の国保連の「オンライン請求システム」により申請 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12456.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12456.html</a>	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html</a>
B-27	小規模事業者持続化補助金<一般型>	法人 個人事業主	<p>小規模事業者が経営計画に基づいて行う販路拡大や生産性向上などを目的とした、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる取組みに要する経費の一部を補助する。</p> <p>上限50万～100万円（補助率：補助対象経費の2/3以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に該当すること。</li> <li>・申請にあたり所定の書式の経営計画書、補助事業計画書などの提出が必要。</li> </ul>	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 TEL：03-6747-4602	第5回申込受付中 令和3年6/4締切 当日消印有効	<a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/covid-19/jizokuka/">https://www.tokyo-cci.or.jp/covid-19/jizokuka/</a>
B-27-1	小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>	法人 個人事業主	<p>小規模事業者が経営計画に基づいて行う、感染拡大防止のための退陣接触機会の減少と事業継続を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援する。</p> <p>上限100万円（補助率：3/4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に該当すること。</li> <li>・申請にあたり所定の書式の経営計画書、補助事業計画書などの提出が必要。</li> </ul>	小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター TEL:03-6731-9325	受付中 第1回受付締切 令和3年5/12	<a href="https://www.jizokuka-post-corona.jp/">https://www.jizokuka-post-corona.jp/</a>
B-28	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	法人 個人事業主	<p>緊急事態宣言地域内外において、時間短縮営業や外出自粛の影響を受けて売上が減少した飲食店・旅行事業者及びその関連事業者を対象とした給付金。上限：（法人）60万円（個人事業主）30万円</p> <p>令和3年1～3月の売上が平成31年1～3月または令和2年1～3月の同月比で50%以上減少している事業者</p>	一時支援金事務事業 電話相談窓口 TEL:0120-211-240	受付中 令和3年5/31締切	<a href="https://ichijishienkin.go.jp/">https://ichijishienkin.go.jp/</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-29	<p>&lt;千葉県&gt; 【再受付】千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1弾：令和2年12/23～令和3年1/11)</p>	法人 個人事業主	<p>【令和3年1/15～2/15の受付期間内に申請を行わなかった事業者が対象】 令和2年12/23～令和3年1/11の全期間において、県の要請に応じて時短営業を行った千葉市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市内の酒類の提供を行う飲食店に対し協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業許可を取得し上記市内で営業していること。</li> <li>・通常22時～翌朝5時の時間帯を含んで営業し酒類の提供を行っている店舗であり、22時～翌朝5時に営業を行わないこと。</li> <li>・県が要請する感染防止対策を全て実施すること。</li> </ul> <p>上記を満たす店舗を運営する事業者(大企業を除く)が対象となり、1店舗当たり80万円を支給する。(第2弾協力金を受け取っている場合、期間が重複するため過払い分が減額される場合あり)</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/jan/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/jan/index.html</a>
B-29-1	<p>&lt;千葉県&gt; 【再受付】千葉県感染拡大防止対策協力金 (第2弾：令和3年1/8～2/7) (千葉市・東葛地域内)</p>	法人 個人事業主	<p>【令和3年2/10～3/17の受付期間内に申請を行わなかった事業者が対象】 県からの時短営業等の要請に対し遅くとも令和3年1/26までに協力を開始し、令和3年2/7まで継続して協力した千葉市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市内の飲食店に対し協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業又は喫茶店営業許可を取得し県内で営業していること。</li> <li>・通常20時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行ったこと(酒類の提供は11時～19時)</li> <li>・全期間において県が要請する感染拡大防止対策を全て実施すること。</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となり、1店舗当たり最大186万円を支給する。</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/feb/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/feb/index.html</a>



新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-29-1A	<千葉県> 【再受付】千葉県感染拡大防止対策協力金 (第2弾：令和3年1/12～2/7) (千葉市・東葛地域以外)	法人 個人事業主	<p>【令和3年2/10～3/17の受付期間内に申請を行わなかった事業者が対象】</p> <p>県からの時短営業等の要請に対し遅くとも令和3年1/26までに協力を開始し、令和3年2/7まで継続して協力した県内の飲食店に対し協力金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業又は喫茶店営業許可を取得し県内で営業していること。</li> <li>・通常20時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行ったこと(酒類の提供は11時～19時)</li> <li>・全期間において県が要請する感染拡大防止対策を全て実施すること。</li> </ul> <p>上記を満たす店舗が対象となり、1店舗当たり最大162万円を支給する。</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/feb/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/feb/index.html</a>
B-29-2	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策協力金 (第3弾：令和3年2/8～3/7)	法人 個人事業主	<p>2/8～3/7の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。</p> <p>通常20時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行った店舗を対象とする。(酒類の提供は11時～19時)</p> <p>1店舗当たり168万円が支給される。</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切 (受付期間延長)	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/mar/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/mar/index.html</a>
B-29-3	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策協力金 (第4弾：令和3年3/8～3/21)	法人 個人事業主	<p>3/8～3/21の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。</p> <p>通常20時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行った店舗を対象とする。(酒類の提供は11時～19時)</p> <p>3/8から要請に協力した場合は1店舗当たり84万円が支給される。</p> <p>3/9～3/13に協力を開始した場合は1店舗当たり54万円が支給される。</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切 (受付期間延長)	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/apr/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/apr/index.html</a>
B-29-4	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策協力金 (第5弾：令和3年3/22～3/31)	法人 個人事業主	<p>3/22～3/31の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。</p> <p>通常21時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行った店舗を対象とする。(酒類の提供は11時～20時)</p> <p>3/22から要請に協力した場合は1店舗当たり40万円が支給される。</p> <p>3/23～3/25に協力を開始した場合は1店舗当たり28万円が支給される。</p>	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年5/31締切	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/may/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/may/index.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-29-4	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策 協力金 (第6弾：令和3年4/1～4/19)	法人 個人事業主	4/1～4/19の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った県内の飲食店に対し協力金を支給する。  通常21時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行った店舗を対象とする。(酒類の提供は11時～20時) 1店舗当たり76万円を支給する。	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	受付中 令和3年6/18締切	<a href="https://chiba-kyouryokukin.com/may/index.html">https://chiba-kyouryokukin.com/may/index.html</a>
B-29-5	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策 協力金 (市川市・浦安市・船橋市・柏市・松戸市) (第7弾：令和3年4/20～5/11)	法人 個人事業主	4/20～5/11の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った該当地域内の飲食店に対し協力金を支給する。支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。  ・通常20時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～20時に営業時間の短縮を行うこと ・期間中の酒類の提供について、4/27までは11時～19時を提供時間とし、4/28以降は終日停止すること ・カラオケ設備の利用を自粛すること	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	後日公開	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html</a>
B-29-5A	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策 協力金 (千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・野田市・流山市・我孫子市) (第7弾：令和3年4/20～5/11)	法人 個人事業主	4/20～5/11の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った該当地域内の飲食店に対し協力金を支給する。支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて決定される。  ・通常21時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行うこと ・期間中の酒類の提供について、4/27までは11時～20時を提供時間とし、4/28以降は終日停止すること ・カラオケ設備の利用を自粛すること	千葉県感染拡大防止対策 協力金コールセンター TEL:0570-003894	後日公開	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-29-5B	<千葉県> 千葉県感染拡大防止対策協力金 (B-29-5、5A以外の県内全域) (第7弾：令和3年4/20～5/11)	法人 個人事業主	4/20～5/11の全期間において、県の要請に応じて時短営業とガイドラインに基づく感染防止策を行った該当地域内の飲食店に対し協力金を支給する。支給額は前年度又は前々年度同月の1日当たりの売上高に応じて計算される。 ・通常21時以降に行っていた営業を取りやめ、5時～21時に営業時間の短縮を行うこと(酒類の提供は11時～20時) ・カラオケ設備の利用を自粛すること	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL:0570-003894	後日公開	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/kyouryokukin0416.html</a>
B-30	事業再構築補助金 <通常枠>	法人 個人事業主	新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編などの事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。 中小企業：補助額100万～6,000万円 補助率2/3 中堅企業：補助額100万～8,000万円 補助率2/3 ・事業再構築指針に示す事業再構築の定義に該当する事業であること。 ・申請前の直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高が、平成31年(令和元年)1～12月又は令和2年1～3月の同3か月の合計売上高と比べて10%以上減少していること。 ・認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること。(補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関も参加して策定する) ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。	制度全般に関するコールセンター TEL:0570-012-088 電子申請の操作方法に関するコールセンター TEL:050-8881-6942	受付中 令和3年4/30 18:00締切 ※今後4回程度公募予定	<a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-30-1	事業再構築補助金 <卒業枠>	法人 個人事業主	<p>事業再構築を通じて資本金又は従業員を増やし、3年～5年の事業計画期間内に中小企業者等から中堅・大企業へ成長する中小企業者等が行う事業再構築を支援。(全ての公募回の合計で400社限定)</p> <p>補助金額：6,000万円超～1億円 補助率：2/3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再構築指針に示す事業再構築の定義に該当する事業であること。</li> <li>・申請前の直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高が、平成31年(令和元年)1～12月又は令和2年1～3月の同3か月の合計売上高と比べて10%以上減少していること。</li> <li>・認定経営革新等支援機関及び金融機関と事業計画を策定すること。</li> <li>・事業計画期間内に中小企業者等の定義から外れ、中堅・大企業に成長すること。</li> <li>・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。</li> </ul>	<p>制度全般に関する コールセンター TEL:0570-012-088</p> <p>電子申請の操作方法に 関するコールセンター TEL:050-8881-6942</p>	<p>受付中 令和3年4/30 18:00締切</p> <p>※今後4回程度公募予定</p>	<p><a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a></p>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-30-2	事業再構築補助金 <グローバルV字回復枠>	法人 個人事業主	<p>事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援。(全ての公募回の合計で100社限定)</p> <p>補助金額：8,000万円超～1億円</p> <p>補助率：1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再構築指針に示す事業再構築の定義に該当する事業であること。</li> <li>・申請前の直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高が、平成31年(令和元年)1～12月又は令和2年1～3月の同3か月の合計売上高と比べて15%以上減少していること。</li> <li>・認定経営革新等支援機関及び金融機関と事業計画を策定すること。</li> <li>・グローバル展開を果たす事業であること。</li> <li>・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。</li> </ul>	<p>制度全般に関する コールセンター TEL:0570-012-088</p> <p>電子申請の操作方法に 関するコールセンター TEL:050-8881-6942</p>	<p>受付中 令和3年4/30 18:00締切</p> <p>※今後4回程度公募予定</p>	<p><a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a></p>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-30-3	事業再構築補助金 <緊急事態宣言特別枠>	法人 個人事業主	<p>令和3年の国による緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を含む中小企業等に対する支援。</p> <p>補助金額 従業員数5人以下：100万円～500万円 従業員数6～20人：100万円～1,000万円 従業員数21人以上：100万円～1,500万円</p> <p>補助率 中小企業者等：3/4 中堅企業等：2/3</p>	<p>制度全般に関する コールセンター TEL:0570-012-088</p> <p>電子申請の操作方法に関する コールセンター TEL:050-8881-6942</p>	<p>受付中 令和3年4/30 18:00締切</p> <p>※今後4回程度公募予定</p>	<p><a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a></p>



新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-31	産業雇用安定助成金	法人 個人事業主	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成する。</p> <p>・雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・玉突き出向を行っていないこと</p>	<p>都道府県労働局 公共職業安定所 助成金の支給申請窓口 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999</p>	<p>受付中 出向開始の前日までに都道府県労働局またはハローワークへ届出 (本助成金の期間は未定)</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html</a></p>
B-32	休業要請を行う大規模施設に対する協力金	法人 個人事業主	<p>緊急事態宣言の発令に伴い、休業要請に全面的に協力する大規模施設及び当該施設内のテナントを対象として協力金を支給する。</p> <p>4/25から協力した場合 大規模施設 1施設当たり340万円 テナント 1事業所当たり34万円 4/27から協力した場合 大規模施設 1施設当たり300万円 テナント 1事業所当たり30万円</p> <p>4/25～5/11または4/27～5/11の間、要請に全面的に協力する大規模施設及びテナントであり、緊急事態措置より前に開業し営業の実態があること</p>	<p>東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL:03-5388-0567</p>	<p>決定次第、東京都ホームページにて公表</p>	<p><a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/23/37.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/23/37.html</a></p>
B-33	休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金	法人 個人事業主	<p>緊急事態宣言の発令に伴い、東京都から行う休業の協力依頼などに全面的に協力する中小企業・個人事業主等に協力金を支給する。</p> <p>4/25から協力した場合 1店舗当たり34万円 4/27から協力した場合 1店舗当たり30万円</p> <p>中小企業もしくは個人事業主であり、4/25～5/11または4/27～5/11の間、休業の協力依頼などに全面的に協力すること。 また緊急事態措置より前に開業し営業の実態があること</p>	<p>東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL:03-5388-0567</p>	<p>決定次第、東京都ホームページにて公表</p>	<p><a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/23/38.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/23/38.html</a></p>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
	税制措置・保険料の軽減等					
C-1	中小企業経営強化税制の拡充 (テレワーク等を促進するための拡充)	法人	<p>テレワークに必要な設備投資を経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した場合、下記のいずれかの優遇が適用される。</p> <p>A.設備の即時償却 B.設備投資額の7%（資本金が3000万円以下の法人は10%）の税額控除</p> <p>下記を満たす中小企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告書を提出していること</li> <li>右記指定期間内に経営力向上計画に中小企業等経営強化法の認定を受けていること</li> </ul>	中小企業税制サポートセンター TEL: 03-6281-9821	指定期間 平成29年4/1～令和5年 3/31	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyoka.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyoka.html</a>
C-2	納税を猶予する特例制度	法人 個人事業主	<p>国税・地方税・社会保険料の納付が1年間猶予される。</p> <p>令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減となった事業者 ※申請期限である令和3年2/1をもって終了したが、同日までに納期限が到来する税においてやむを得ない理由で申請書が提出できなかったと認められる場合は申請可能 ※社会保険料の特例については終了</p>	<p>国税 所轄の税務署(徴収担当)</p> <p>地方税 納付先の地方公共団体</p>	—	<p>国税 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</a></p> <p>地方税 <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689">https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689</a></p>
C-3	申告所得税等の納付期限の個別指定による期限延長手続き	個人事業主	<p>4月16日以降であっても個別に申告期限の延長の取り扱いが可能となる。</p> <p>コロナウイルス感染症の影響により申告書の作成や確定申告会場への訪問が困難な場合</p>	国税庁	—	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm#q1-1">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm#q1-1</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
C-4	欠損金の繰戻しによる還付の特例 (対象拡大資本金10億円以下の法人)	法人	青色申告事業者において当期に発生した欠損金を前期に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度を資本金1億円超10億円以下の法人まで拡大して適用対象とする。 令和2年2/1～令和4年1/31の間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用される。 青色申告事業者 (大規模法人の100%子会社やグループ内の大規模法人がすべての株式を保有している場合を除く。)	国税庁	還付請求書の提出期限： 欠損金額の生じた事業年度の確定申告の申告期限	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf">https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf</a>
C-6	国民健康保険料の減免	個人事業主	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で国民健康保険料を納付することが困難な場合に分割納付や納付の猶予が認められる制度。 A. 主たる生計維持者が亡くなる、または重篤な傷病を負った世帯の方⇒保険料が全額免除される。 B. 主たる生計維持者が下記①～③の要件にすべてあてはまる世帯の方⇒保険料の一部または全部が減額される。 ①事業収入や不動産収入、給与収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること ②前年の所得の合計額が1000万円以下であること ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	事業所所在地の市区町村役所	各自治体にご確認下さい	各都道府県・市区町村HPをご確認下さい
C-7	国民年金保険料免除	国民年金被保険者	国民年金保険料の免除 失業、事業の廃止、または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合	お近くの年金事務所へお問合せ下さい	—	<a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html">https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html</a>
C-7-1	国民年金保険料免除(特例)	国民年金被保険者	国民年金保険料の免除 以下をいずれもみたしていることで対象になる。 ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ・令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	お近くの年金事務所へお問合せ下さい	—	<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html</a>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
C-8	厚生年金保険料の猶予	法人 個人事業主	原則1年以内の期間に限り、保険料の猶予が認められる。 経営状況の悪化により一時的に厚生年金保険料等の納付が困難な場合	管轄の年金事務所へお問合せ下さい	—	<a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html">https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html</a>
C-9	健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例	法人 個人事業主	令和3年1月～7月の間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が著しく下がった月が生じた場合、報酬が下がった翌月から改定が可能  下記の全てに該当する場合対象となる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、令和3年1月～7月の間に報酬が著しく下がった月が生じている ・著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1ヶ月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がっている ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している	ねんきん加入者ダイヤル (事業所、厚生年金加入者向け) TEL:0570-007-123	急減月が1～3月 令和3年1/25～5/31  急減月が4月～7月 令和3年4/26～9/30	<a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.html">https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.html</a>